

平成20年1月9日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

勤労者生活部勤労者生活課長

通勤手当の支払いに関して留意すべき事項について

標記については、どのように賃金を支払うかは労使間で決定すべきものであるが、賃金の支払い方によっては税法上の取扱いに違いが出るため、下記の留意事項について、賃金・退職金セミナー等の機会を活用して情報提供に努められたい。

記

- 1 通勤手当については、別添のとおり、一般の通勤者について通常必要と認められる範囲内のものは所得税法上非課税とされているものであること。
- 2 非課税措置は、正規労働者・非正規労働者の区別なく給与所得者に適用されるものであること。
- 3 通常の賃金に通勤手当分を含めて支払った場合には、通勤手当分が非課税措置の対象とはならず、全額が課税対象となるものであること。
- 4 一方、通勤手当を通常の賃金と区別して支払った場合には、通勤手当分が時間外割増賃金の算定基礎から除外される等の影響が生ずること。

非課税所得（所得税法第9条第1項）

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

五	給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの
---	--

非課税とされる通勤手当（所得税法施行令第20条の2）

通勤手当等の区分		非課税限度額 (最高限度 100,000 円)
(1) 交通機関または有料道路を利用している者が受ける通勤手当		合理的な運賃等の額
(2) 自転車や自動車などの交通用具を使用している者が受ける通勤手当	通勤距離が片道 45km 以上である場合	24,500 円 (運賃相当額が 24,500 円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	20,900 円 (運賃相当額が 20,900 円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	16,100 円 (運賃相当額が 16,100 円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	11,300 円 (運賃相当額が 11,300 円を超える場合には、その運賃相当額)
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	6,500 円
	通勤距離が片道 2km 以上 10km 未満である場合	4,100 円
	通勤距離が片道 2km 未満である場合	0 円 (全額課税)
(3) 交通機関を利用している者が受ける通勤用定期乗車券		合理的な運賃等の額
(4) 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している者が受ける通勤手当や通勤用定期乗車券		合理的な運賃等の額と (2)の金額との合計